2022 年 5 月 20 日 リサイクル燃料貯蔵株式会社

コメント No.0309-04 (代替計測に使用する装置他の扱い) に対する回答として, 2022 年 4月 6日に以下のように回答している。

- ・代替計測用計測器のうち,表示機能を有していない圧力検出器(蓋間圧力の代替計測用) と温度検出器(給排気温度の代替計測用)については,測定値を表示する装置を保有す る旨を「別添 I 2.5計測制御系統施設(2)基本設計方針」に記載し,その台数と保管 場所を「別添 II ハ 計測制御系統施設(1)設計仕様」に記載する。
- ・蓋間圧力の代替計測に使用する圧力検出器については、要目表に以下の注記を追記する。 *3:表示器は、金属キャスク36基当たり1台とする。表示器は、故障時及び保守点 検時の予備として1台保有し、資機材保管庫に保管する。

しかし、外部火災時には金属キャスクに設置されている蓋間圧力検出器は継続使用できるが、資機材保管庫に保管している表示器が使用できなくなる可能性があることから、表示器は資機材保管庫と使用済燃料貯蔵建屋の 2 箇所で保管する必要があると判断し、要目表の取付箇所と個数の欄に以下のように記載する。

名称	圧力検出器(蓋間圧力の代替計測用)		
取付箇所	保管場所 : 資機材保管庫*1,*2		
	使用済燃料貯蔵建屋*2		
	取付箇所 : 使用済燃料貯蔵建屋貯蔵区域		
個数	圧力検出器:1(金属キャスク1基当たり)		
	表示器:2(金属キャスク36基当たり)(予備1)*3		

- *1:圧力検出器は、資機材保管庫に保管する。
- *2:表示器は、資機材保管庫と使用済燃料貯蔵建屋に保管する。
- *3:表示器は、故障時及び保守点検時の予備として1台保有し、資機材保管庫に保管する。

また,「添付 12 計測制御系統施設に関する説明書」,「添付 17-5 設備別記載事項に関する説明書(計測制御系統施設)」に,以下の事項を記載する。

○表示器は、保管場所として、外部火災を考慮して貯蔵建屋に保管する。また、津波襲 来時に備えて、南側高台の資機材保管庫に保管する。

d. 代替計測用計測器

(a)圧力検出器(蓋間圧力の代替計測用)

		変更前	変更後
名 称	_		圧力検出器
			(蓋間圧力の代替計測用)
検出器の種類	_	_	電気式圧力検出器
計 測 範 囲	MPa[abs]		$0 \sim 0.50^{*1}$
警報動作範囲	MPa[abs]		_
取付箇所(設置床)	_		保管場所
			資機材保管庫 <mark>* 2, * 3</mark>
			(T.P.約30m)
			使用済燃料貯蔵建屋*3
			(T. P. 16. 3m)
			取付箇所
			使用済燃料貯蔵建屋貯蔵区域*4
			(T. P. 16. 3m)
個数	_		圧力検出器
			:1(金属キャスク1基当たり)
			表示器
			: 2(金属キャスク 36 基当たり)
			(予備 1) * ⁵

注記*1:設計要求值

*2:圧力検出器は、資機材保管庫に保管する。

*3:表示器は、資機材保管庫と使用済燃料貯蔵建屋に保管する。

*4:金属キャスク二次蓋に圧力検出器を取付けて使用する。

*5:表示器は、故障時及び保守点検時の予備として1台保有し、資機材保管庫

に保管する。